



## ～弁護士的女房のつぶやき～



今年の成人の日も、あでやかな振り袖を着た新成人を見かけました。「ああ、振り袖姿っていいな～。20歳か、若くていいな～」と思っていましたら、その日のテレビでは、「はれのひ」という会社が当日に連絡がとれなくなり、レンタルを予約した新成人が着物が着られなかったというびっくりするニュースをやっていました。何も当日になって倒産しなくてもいいと思いますが、本当にろくでもない会社です。被害に遭われた方はたまらない思いだったと思います。

うちの娘も、来年の成人式のため、高校を卒業したその月には、振り袖とまだ大学の入学式にも臨んでいないのに卒業式で着用する袴まで地元の某店で予約していて(勿論「はれのひ」ではありません)、親としては「はれのひ」の件はとても他人事とは思えないニュースでした。娘が予約した店の営業は大丈夫かしら？もうレンタル料も支払い済みだけど…。と、ちょっと(いや、だいぶ)心配をしています。何十着もの振り袖の中から自分に似合うのを選び、それに合う帯を選び、ショールを選び、前撮りの日にちを決めと、娘が振り袖を選んでいたときの嬉しそうな顔を覚えているので、「はれのひ」で予約をした新成人の皆さんも、きっと娘と同じようなプロセスを経て予約されて楽しみにしていたでしょうに…。お気の毒です。

でも、その一方、その件を受けてレンタルや着付けを緊急に対応してくれた方々がいたというニュースにはホッとしました。日本はやはり素晴らしい国です。「はれのひ」で被害に遭われた新成人も、きっとこの善意に救われたことでしょう。

現代は100年を生きる時代といわれます。新成人の皆さんは、今後沢山の経験をされるでしょう。経験は全て身の肥やしにして、たくましく賢く生きて下さい。経験することで不要なものは何一つありませんよ。とてもつらい事件だったと思いますが、でも今回は、人の善意が「金」でしたね。

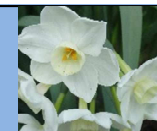
樫八重総合法律事務所 (法律・税理) 通信No.15 平成30年冬号

宮崎市橋通り東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

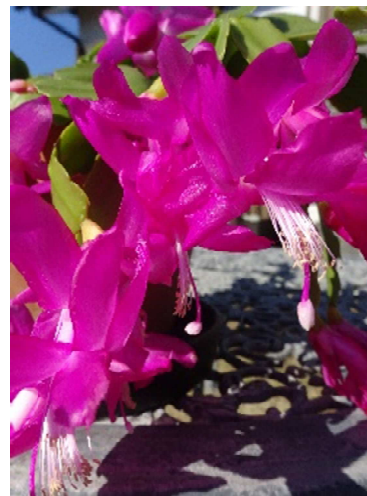
E-Mail: [kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp](mailto:kashiya-lawoffice@office.made.ne.jp) 営業時間 9:00～18:00

# Kashiya news

2018年  
冬号



今回の“ご存知ですか？”は、  
「家族信託について」①です。



ハッとするその色と艶。鮮やかなピンクの花は、シャコバサボテン(クリスマスカクタス)です。花名のシャコバ(蝦蛄葉)は、茎の節ごとに数個の出っ張りがあり、これが甲殻類のシャコに似ていることに由来するそうです。花言葉は、「一時の美」「美しい眺め」。「一時の美」は花が咲いていない時期とのギャップから、「美しい眺め」は、その美しい花姿に由来するといわれています。今年は特に寒い冬ですが、見ているだけで心がパッと明るくなり魅了されます。



ご存知ですか？

## 家族信託について ①



近頃、「家族信託」という言葉を耳にしますが、皆さんはご存知でしょうか。「信託」という言葉からは、信託銀行が行う「年金信託」「投資信託」や「遺言信託」がイメージされますよね。信託銀行は、お金は預かりますが、一般の方の不動産は預かりません。「家族信託」とは、自分たちでできる財産管理の手法で、信頼できる家族に信託するものです。平成 19 年に信託法が改正され、利用しやすい制度になりましたが、残念ながらまだまだ認知度が低いようです。今回からはこの「家族信託」についてお伝えします

### 家族信託とは？

後見制度の良いところだけを抜き出したとても便利な仕組みで、親が元気で判断能力があるうちに家族間で結ぶ契約のことです。つまり、不動産などの財産を持つ人が自分の老後や介護などに必要な資金の管理や調達をする場合に、財産の所有権のうちの管理する権利だけを信頼できる家族に移すということです。家族間の契約の為、高額な報酬は発生せず、誰にでも気軽に使える制度と言えます。

所有権には、不動産を管理する権利（管理権）と、その不動産から得るお金をもらう権利（受益権）があり、この権利はその不動産を取得するためにお金を出した人が持ちます。ちなみに、お金を出さずに所有権を取得する方法は、生前贈与か相続しかありません。この家族信託は、お金をもらう権利（受益権）は、移行しないので、贈与税は発生せず、不動産取得税も非課税です。登録免許税は生前贈与の 5 分の 1 の課税になります。

家族信託は、「委託者（財産を所有している人）」「受託者（契約や遺言で管理を頼まれた人）」「受益者（利益を受ける人）」の三者で成立します。

## 家族



### 認知症の対策としての家族信託

厚生労働省によりますと、認知症の高齢者は 2012 年で 462 万人。2025 年には 700 万人になると予測されており、65 歳以上の 28%、つまり 5 人に 1 人は認知症であるかその疑いがあるということになります。仮に、不動産の所有者である父が認知症になったとします。介護のためのまとまった預貯金の引出や不動産の売却をしようとした場合、うまくいかない可能性があります。認知症であってもその不動産の所有権は父が持っており、所有権を持っている人しか財産の売却や修繕などができないからです。

認知症の対策として成年後見制度の任意後見（元気なうちに、将来、意思能力の低下に備えて後見人を自分で選んでおく制度）がありますが、運用は判断能力が低下してからになります。成年後見は、認知症等で判断能力が低下した方の法律面や生活面で保護・支援する制度で高齢化が進み認知症が増えている現代では利用者が多くなっている制度ですが、裁判所の監督下での財産の保全が目的とされ、財産の活用や組み換えなどは出来ませんので、活用しづらい面もあります。

その点、家族信託は、信任契約をしたときから運用が開始されますので、所有者が元気なときは本人の指示に基づく財産管理ができ、本人の判断能力が低下したときは本人の意向に沿った財産管理ができます。不動産の売却・買い替え・マンション建設といった積極的な資産運用も、受託者である家族の責任と判断で可能になり、事業承継がスムーズに行えます。

参考：家族信託普及協会HP